

会 議 録

会議の名称	令和6年度(2024年度)第1回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時	令和6年5月28日(火) 開会14時30分 閉会17時00分		
開催場所	防災会議室(2)(3)		
事務局(担当課)	こども部こども政策課		
出席者	委員	土井 隆義(会長)、長塚 俊宏、阿部 未保子、千代原 義文、堀内 明由美、古谷野 好栄、橋本 幸雄、浦里 晴美、鈴木 朱里、大久保 良文、園田 浩美、青山 夏樹、岡山 拓史、間野 聡子、落合 美智子、柳下 浩一朗、江原 孝郎、宮本 美穂	
	その他	5-6(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定支援業務委託受託者(株式会社名豊)	
	事務局	(こども部) 安曾部長、吉沼次長 (こども政策課) 木村課長、小野課長補佐、飯塚係長 (こども未来センター) 中澤課長、大塚課長補佐 (幼児保育課) 岩田課長、菊池課長補佐 (こども育成課) 桐生課長 (教育局) 吉沼局長、久保田次長 (学務課) 笹本課長	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	4名
非公開の場合はその理由	つくば市情報公開条例第5条第1号、第3号に該当する情報を扱うため		
議題	協 議 事 項		
	(1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について(1事業者)		
	(2) つくば市立保育所における安全管理の取組について		

		<p>(3) 公立保育所の施設整備にあたっての諸条件への意見の聴取について（上横場保育所及び高見原・城山保育所）</p> <p>(4) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（令和5年度実績）の点検・評価の実施方法について</p> <p>(5) 第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について</p> <p style="text-align: center;">報 告 事 項</p> <p>(1) こども未来センターの設置について</p>	
会議録署名人		確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1	開 会	
	2	あいさつ	
	3	協議事項	
	4	報告事項	
	5	そ の 他	
	6	閉 会	
<p><審議内容></p> <p>土井会長：会議条例第6条第2項の規定に従いまして随時議事進行役を務めさせていただきます。案件に移る前に委員の皆様にお伝えをいたします。会議での発言に際しましては手を挙げていただいて、私の指名を受けた後、マイクが手元に届いてから、お名前を述べて、可能な限り明瞭にご発言くださいますようお願いいたします。また、円滑に会議を進行するため、ご意見につきましてはなるべく簡潔にまとめた上でご発言ください。それぞれの案件の審議に係る時間配分につきましてもご配慮いただいて、会議がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願いいたします。本日の会議終了予定時刻は17時になっており</p>			

ますのでご協力のほどお願いいたします。また当会議はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づき、公開が適当であると考えます。ただし審議案件の中で、法人等の財産状況、或いは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退室をお願いしたいと考えております。この件につきまして、異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

委員：（異議なし）

土井会長：では、ないようですので、傍聴をお認めすることといたします。傍聴者はいらっしゃいますか。今日は撮影希望の方はなしですね。では早速本日の協議事項に入りたいと思います。お手元の資料にありますように協議事項が5件あります。量が多いので効率よくいきたいと思います。まず、最初のもので、3件ほどやった間で4、5の前に1度時間を取ることができれば休憩を取りたいと思いますので、まずはそこまでおつき合いいただければと思います。まず協議事項の1です。小規模保育事業者認可に関する意見の聴取についてとなります。こちらはつくば市長から当会議宛に、諮問書が提出されておりますのでここで申し添えます。では協議事項1についてまず事務局から説明をお願いいたします。

事務局（幼児保育課）：（資料に基づいて説明）

土井会長：ありがとうございました。今事務局から説明がありましたが、このことにつきましてご審議をお願いしたいと存じます。また、つくば市子ども子育て会議条例第7条の規定に基づきまして、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができます。本日、この件につきまして事業者が来ておりますので、内容についての説明を求めることができますが、いかがいたしましょうか。

他委員：求めます。

土井会長：では、これより事業者より説明をいただいた上で審議を進めていきたいと思っております。恐れ入りますが傍聴者の方をお願いいたします。事業者の説明を求める際には、会議冒頭において非公開と決定しておりますので、恐縮で

すが、一旦ご退出くださいますようお願いいたします。また、名豊様におかれましても、一旦ご退室のほどをお願いいたします。では、事業者の方のご入室をお願いいたします。

(傍聴者退出)

(非公開)

(傍聴者入室)

土井会長：では、審議を再開いたします。審議にあたり皆様をお願いがございます。審議中は事業者個人に関わる事柄、お名前、住所、出身地、職務経歴等についてのご発言は、控えていただきますようお願いいたします。では改めまして小規模保育事業者認可に関する意見の聴取につきまして、何か意見はありますでしょうか。市長から諮問が来ていますので答申をしますが、その時に意見をつけるか、意見なしとするかということです。OKならば意見なし、意見があるならば、何か意見をつけて答申をいたします。今の質問の中で、おそらく意見をつけるとすれば、例えば、避難経路を複数経路ご検討いただきたいということかなど。いかがでしょうか。特に質問された方いかがですか。

長塚委員：長塚です。事業者の方に質問をしておりますけれども皆様からの的確な質問がございまして、回答の方も理解できたかなと思いますけど、今、会長がおっしゃったように避難経路、これは出した方がいいと思います。やはりはっきりと事業者の方から答えをもらって複数の経路で、どれが一番最適なのかも含めて検討してもらおうということは必要かと思しますので、提出した方がよろしいかと思ます。

土井会長：他の方はいかがですか。今のご意見に反対の方いらっしゃいますか。反対はないですか。避難経路を複数考えてくださいというのはご意見つけましょう。

江原委員：僕も同じことなのですけれど、入口が1つというのはちょっと気になったのですね。色々な火災事故があったときに、避難所の入口で何か起きた

場合に、やはり焼死している例がかなり多いですね。ですから、できれば入口、出口をもう1つ確保できないかということ、結局避難経路という話になると思うのですけれど。その辺をもう一度検討をお願いしたい。

土井会長：というご意見ですがいかがでしょうか。おそらく、これは貸しスペースだから、ちょっと構造的なものだと思います。

事務局（幼児保育課）：幼児保育課の岩田と申します。施設に対する複数の出入口のお話がありましたが、こちらの施設に関して2ヶ所出入口がございますので、複数の出入口となると、この施設に対しての何か意見としてはもう課題はクリアしているという形になりますので、1点確認をさせていただきたいと思って意見させていただきました。

土井会長：複数あるというのは。

事務局（幼児保育課）：地図で言うと、縦見とするこのA3の資料のですね、右側にこの玄関、こっちに玄関というここから、ペDESTリアンデッキに出るという2階の入口になっていまして、あと、ここがスロープってなっていますが、ここが1階に行ける入口になっていますので、ここからも、ここからも外に出ることはできますので複数の経路というのは、すでに確保されているものになっています。

土井会長：非常口の経路と、それから通常の出入口と2つあるってことですね。わかりました。ありがとうございます。

千代原委員：千代原です。今、長塚さんと江原先生の意見からやはり避難経路。しっかり確認していただいた上で、それをしっかり小規模保育の保育園を利用する保護者の方にしっかり周知してもらわないといけないのかなと。また、子どもを避難させるのも大事なのですけれども、やはり大人が、周りの店舗ですね、大人の方がほとんどだろうと思うのですけれど、そういう人たちにも協力してもらって避難をするっていうこともやはり検討した方がいいんじゃないかと。小規模保育の保育園の先生だけでは多分難しいだろうと思いますので、や

はりそういう周りの大人の人たちの協力っていうのが必要なのかなと私は思いました。

土井会長：ありがとうございます。2点ですね。1つは保護者への避難経路についての情報の周知。2つ目は避難に際して、周囲の店舗等との協力体制も考えてくださいということですね。

千代原委員：避難経路の周知もそうなのですが、保育園の先生方のコンセンサスをしっかり取ってもらうということも大事だろうと思います。

土井会長：いかがですか。複数考えてくださいということですから付け加えておきましょうか。よろしいですか。では、今の2点付け加えたいと思います。まず避難経路につきまして他に何かご意見ありますか。よろしいですか。別件であったのは古谷野先生がおっしゃった医務スペースですね、これはどうしますか。何か意見つけますか。

(医務スペースについて特に意見はなし)

千代原委員：千代原です。よろしくお願ひします。避難経路もそうなのですが、避難訓練はどうするのかなど。避難訓練。それはちょっと立ててみて、でき上がって、1回やってもらって、それで問題等が発生すると思うのですが、1回検討してもらって、それで改善してもらいたいなど。絶対問題点は発生すると思う。それは先の話ですけれども、それをちょっと検討してもらいたいなどと思います。

土井会長：今回質問はしませんでした。開園後は、1度避難訓練をやってみて、それも確認に含めてくださいってことですね。

柳下委員：それは15ページに月1回やるって書いてありますね。先ほどの協力っていう意味では大和ハウスさんになると思うのだけれど、皆さんのその意識を高めるために大和ハウスが全体でやっていただくようなパターンがいいと思うのですよね。入っている人を集めて、みんなでここを守ろうという意識を。大和ハウスに誰が言えるかわからないけど、その流れがいいかなと思います。

千代原委員:千代原です。今の意見はすごく良くて、小規模保育園だけでやるのではなくて、やはり他の店舗の人と一緒に協力して共同してやった方がいいかなど。その上で問題点が発生すると思いますので、それで1回精査していただいて総括していただければと思います。

土井会長:ありがとうございます。私たちは事業者に意見するわけではないので、市長に答申をあげるのも、避難訓練にあたっては、大和ハウスを通して、ビル全体で考えていただくということをご検討いただきたいということを市長にお伝えをするということによろしいですかね。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。間野委員お願いします。

間野委員:間野です。今のことに関連して、防災ということを考えたときにこちらのテナントビルだと、時間帯によって来る人やいる人が変わると思うのですよね。ですので、防災という意味で同じような想定ばかりではなくて多分時間帯とかその時々で変わってくるものというのを意識していただいた方がいいのかなと思ったので追加で。その意識は持ってもらわないと、保護者としては夜遅くなるほどアルコールも出るようなお店があったり、様相も変わってくるのかなというのも心配になりましたので付け加えさせていただきます。

土井会長:時間帯や曜日等のバリエーションを持って、色々な状況に対応できるように避難訓練を考えてくださいということですね。では、それも付け加えましょう。他はいかがでしょうか。よろしいですか。今防災ばかりですけど、他はいいですか。特に他はないですか。では、ないようですので今の意見を市長に出したいと思います。今承ったご意見をこちらでまとめて、市長に答申したいと思います。それでは、これで答申を出しますけれども、それを受けて今度事業者から回答が1度あると思いますが、その周知について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（こども政策課）:本会議においてご審議いただきました、小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取につきましては、本日の審議結果に基づいて会

的に行うということが重要なのかと思いながら聞いておりました。

土井会長：ありがとうございます。

鈴木委員：鈴木です。今の公立の保育所についての安全点検についてだったのですけれども、色々調べてくれて、本当にいいなと思ったのですけれども、それ以外にも、公立幼稚園も併せて調べていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいいたします。

古谷野委員：つくば民間保育協会の古谷野です。粗方この対策をされているので、抜け出しというのは本当に命に関わることですので、このような対策をして、先ほど園田さんが言われた点検ということがとても大事だと思いますので行っていただきたいです。保育園からしますと、子どもの興味というのが、実は抜け出すということは遊具などに結構関わってきまして、やはり退屈であったりすると子どもの興味が狭いところにいたりなどというところが、とても大事な視点だと思うのですよね。また、生け垣も生き物が住む隠れ場になっているので、本当であれば、内側ではなく外側にやることでそこに隠れる生き物を見つけるという興味がそこから出るとか。潜っていくっていう動作は体を使わないとできないというところではありますと、園庭の中にそのような遊具を作って、そちらに興味を向ける。そのような視点もソフト面でいうとありまして、これを言うときりがないのですけれども、橋本先生のところもとても自然豊かで穴を掘ったり、そういった自然遊びが豊かなので、そちらに気が行かないというところがおそらく素晴らしいところだと思うのですが、そういった視点なども必要なんじゃないかなと。資料が来たときに、子どもの興味を遊具以外でもそういった惹きつけを、興味を膨らませたりというところであったり、生け垣も日陰を作ってくれますし、とても有効な教材にはなるのではないかなと思うので、そういったところも合わせてやっていただけるとありがたい。子どもにとってはいけないことなのですが、隠れてやるとか、先生たちの目を盗むというのは、すごくドキドキがあって楽しいのですよね。それをどう扱っていく

かというところで、そんな悠長な話ではないのですけれども、同業者からすると何かそういった視点はとても大事なので、大切にしてもらいたいと。うちの園でも抜け出しが1件ありました。それは何かといいますと、下からではなくて、保護者が毎回使う入口があるのですけれども、そこからなのですよ。それは暗証番号にしているのですけれども、それは抜け出しがあってから、暗証番号にしたのです。しかし今は暗証番号を親が教えて子どもにこう、教えているのです。抜け出そうと思えば、抜け出せるのですけれども。親御さんには暗証番号を子どもに教えないでくださいねと言っても、親御さんを子どもが親御さんを困らせるわけですよ。自分が押したいって。なんで押したのだと。自分に押させてくれって朝からとても喚いてしまうので、お母さんは仕方がなく隠れながら押させてしまう。そういう問題もあるのですけれども、入口の問題って結構、この問題ではないのですけれども、抜け出しの問題というのが、うちの園で園庭開放しているときにありましたので、そこは注意して保護者の皆様にご協力いただくという、そういう点がありました。

土井会長：はい、ありがとうございます。私も例えば生け垣にネットを張るのであれば、内側よりは外側に貼ってもらったほうがいいなと思いましたがね。はい。他にありますか。

岡山委員：岡山です。抜け出すということに関して、子育てをされていて本当に子どもの想像力が天才的なんじゃないかなということを日々実感しております、防ぐということも非常に大事かと思うのですけれども、出てしまった後にいかに早く見つけるかということも大事なのかと思ひまして、今ですと色々なデジタル機器が進化していて、色々なタグであったり機器を身につけることによって移動であったり、どこにいるかというのが瞬時にわかるという、色々なものが出てきましたので、そういったものを導入して、抜け出した瞬間に園のスタッフの方がすぐに検知できるとか、アラートが出るとか、そういった出てしまったときの第2のフォローというのも考えることはできないのかなと思ひま

した。それだけを導入していくとどうしても、色々な壁があってなかなか導入できないかと思うのですけれど。スポーツの分野ですとどれぐらい選手が1試合で動いたかや、どういった動きをしていたのか等も、これから子どもの成長を考えた時や保育園の売りにもなっていくたり、つくばならではのデジタル的なアプローチっていうのはとても魅力的なのかなと思いましたので、抜け出した後も考えてもよいのかなと思いました。

土井会長：はい。今 GPS でわかるタグもいっぱいありますよね。

柳下委員：柳下です。私、5歳の時のたった1つの思い出が幼稚園からけんかをして家に帰ると言っ、バスで行っていたから、どこを歩いていたかは分からないけれど、帰ろうとして出てしまったのですよね。あの時は門などをあまり覚えてないのだけれど、歩いていた時に、お店の人だと思うのだけれど、「誰々君」と言われて、「はい」と言ったのは、やはり防災無線だったのですよね。つくば市って全域防災無線が通るのでしょうか。やはり地域の人に関心を持つとか、そういった繋がりがやはりいいものを作っていくと思うのですよね。もちろんデジタルも大事なんだけど、やはり人との繋がりを大事にするようなことがこれからの時代も大事じゃないかと思うので、もし、防災無線が全域に通じていないのであったら、必ずどこかでと思って。

土井会長：ありがとうございます。

千代原委員：千代原です。今、岡山委員がおっしゃった、外に出てしまった時の二次的な安全策に関して、市連協と筑波大の先生と、タグを組んで7月に実証実験を行う予定になっています。それは今言ったアプリを使って、行方不明者とか迷子者を探すという実証実験なのですけれども、そういったことをやる予定になっています。

土井会長：情報提供でした。ありがとうございます。これは意見聴取だから、まとめなくていいのですよね。高さも決めなくていいのですよね。

事務局（幼児保育課）：幼児保育課岩田です。今回は皆様の色々な経験や、施

設を運営されている代表の方の意見等を伺いながら、実際にどのようにお考えなのかという意見を聞かせていただければと思いました。また、やはり委員の皆様からも様々な思いといたしますか、考えというものがあるのかなというところを感じているところですので、第2回に向けましては、我々としても高さの基準を設定すべきなのか。設定した場合はこのような形で決めましたというところについて、あるかなしかということに関しましても意見等をいただきたいと思えます。委員の皆様のお時間が許す限りなのですけれども、フェンスや、先ほどの意見を聞いた上での思いを改めて掘り下げていただきます。また、次回に関しましてはフェンスを設置した方がいいのではないか、高さを120センチなどとしたときには、よりもっと高いものがあるのではないか、つけないほうがいいのではないかなどという、我々の考えに関しまして、意見をいただければと思っておりますので、今回はいただいた意見をまた改めて第2回に向けて参考にさせていただければと思えます。

土井会長：はい。ありがとうございます。他に意見ありますか。

長塚委員：はい、長塚です。皆さんから大変良い意見が出ていますので、ちょっと私、聞き漏らしたかもしれません。質問なので、32ページと33ページにある、竹園保育所と並木保育所で、植栽の隙間対策のためにフェンスを設置したものとネットを設置したものではどういった違いがあるのか。

事務局（幼児保育課）：幼児保育課の岩田です。こちらの手法に関しましては定まっていないところがございます、竹園保育所に関しましては、このブロックの部分がフェンスを設置することが既にできるような状況であったために、そのような手法を取らせていただいているところです。一方、並木保育所に関しましては、植栽部分について基礎等がありません。そのため、基礎等の工事を行うためには、まず基礎の設置をし、フェンスをしてということで、何よりも抜け出さない対策を年度内で行う必要があったために並木保育所などは

そのような対策を取らせていただいております。

長塚委員：将来的にはフェンスにするという考えということによろしいですか。

事務局（幼児保育課）：はい、こちらに関しまして、フェンスにするかどうか、そのフェンスも高さ等がありますので、設置をするためにはやはりその高さについて考えていこうと思っております。仮に並木保育所を、生け垣で全部囲われているので、事業者にどれぐらいの期間と費用がかかるのかということをお聞きしたところなのですが、フェンスを作るにも生け垣を撤去することが難しい場所もあるのですね。また、その撤去費用と設置費用で約一千四、五百万円程度。さらにそれには設計が入っているので、設計も全保育所が行うとすればやはり数百万円程度かかっているとか、そういった費用面等の課題というのも出てきますので、すべての保育所を全部フェンスに一気にするというところに関して、予算面や色々なところを考えながら、最終的にフェンスにするのか高さをどうするのかということを決めていかなければいけないと考えているところです。

長塚委員：ありがとうございます。

土井会長：他はよろしいですか。

浦里委員：浦里です。長い間人形劇をやっていると、市内の幼稚園保育所はほとんど回っているのですが、私たちは裏口から入れていただくことが多いのですが、裏口はフェンスが閉まっていなかったり、抜け出しやすいところが多いと思います。また、フェンスのない場所もありますし、職員駐車場からいきなり園舎に入ることがありますので、ぜひ裏口の方もよく見ていただきたいと思います。

土井会長：よろしいですか。これは意見聴取ですのでこのぐらいにさせていただきたいと思います。実はもう、事務局で予定している時間からすると1時間押しているのです、5時まで30分程度しかないのですよね。急いでいきたいと思っております。では協議事項の3です。公立保育所の設備整備にあたっての諸条件へ

の意見への聴取につきましてです。まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（こども政策課）：（資料に基づいて説明）

事務局（幼児保育課）：（資料に基づいて説明）

土井会長：ありがとうございました。今ご説明いただきました点につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

柳下委員：（４）に障害児保育を行うこととあるのですけれど、どのくらいのことを考えているのかというか、幅があまりにもあると思うのですよね。もう実績もいくつかあるということなので、そのあたりを教えていただけるとありがたいです。

事務局（幼児保育課）：幼児保育課です。こちらの障害児保育を行うことというところが、非常に条件としては難しいところなのですけれども、まず障害児という、配慮が必要な子というだけでその子を受けないということを行わないことを条件と考えていただければと思います。実際には、この民間移管においてという話になってしまうと、公立保育所で今、そのような配慮が必要なお子さんを受けていることに関しては、必ずその移管先保育園で受け入れることというのは、絶対の条件になっているのですけれども、その後民間保育所が５年、１０年と継続して運営していく中では、加配と言われる保育補助の方の確保が難しいというところから、受け入れられないというような事業所さんもいることは実際のところではあります。それでも我々としていたしましては、今回民間移管という形なのですけれども、民間保育所にはなるのですが、公立保育所を受け継いでいただく施設というところの思いを元に、そのような障害がある、配慮が必要な子でも必ず受け入れてもらえるような施設であることを望んでこのような条件としております。

柳下委員：そういった意味ではこの三者協議会というのがとても大事だと思うのですよね。何か問題があれば、保護者が安心して言える場がある方がよいと思うので。これは当分の間とあるのだけれど、できれば長く、間を空けてもよ

いので、そういった機会を障害のある方でも分けてはいけないというのを、私はずっと感じていることなので、可能な限りそういった方も受け入れられるような流れを作っていたいただければと思います。

土井会長：他にはご意見、ご質問はありますか。

園田委員：園田でございます。この諸条件の、3番の保育の内容についての(9)なのですけれども、公立を受け継ぐってということだったと思うのですが、学校の中では「苦情」という言葉はあまり使わず、「相談」という言葉を使っています。相談事や苦情の中にもたくさん宝はあるので、そこだけ少し気になりました。外部に出るものになると思うのですが。

事務局（幼児保育課）：幼児保育課です。こちらの苦情という言葉につきまして、社会福祉施設における用語としては存在する言葉になります。そういったところで今回、苦情解決のためという形では文言として、社会福祉施設の中では適切な言葉としては認識しております。

園田委員：ありがとうございます。

〈休憩〉

土井会長：少し調整をさせていただきたいので、時間を取らせていただきました。協議事項の5番目、第三期プランの方針と報告事項につきましては、次回にまわします。そのため、今日はこの後、審議事項の4までで終了ということにさせていただきたいと思っておりますので、もう少しおつき合いをいただければと思います。では、審議事項の4です。第二期つくば市子ども・子育て支援プランの点検評価の実施方法についてです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（こども政策課）：（資料に基づいて説明）

土井会長：ありがとうございます。第二期のプランの点検評価の実施方法についてのご提案でした。何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。引き続きの委員の方は昨年と同じですが新しい方もいらっしゃるの、何か評価の方法

について、今のご説明に対して質問ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では事務局提案通りで行うということにしたいと思います。ありがとうございます。あと4分ありますので、先程お話したように、協議事項の5は、次回にまわします。4分ありますので、報告事項でやりましょうか。こども未来センター設置につきまして報告をお願いいたします。

事務局（こども未来センター）：（資料に基づいて説明）

土井会長：ありがとうございました。報告事項ですけれども組織体制が変わるお話ですので、何かご不明な点、ご質問等があれば、お聞きいたしますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですのでこれで報告は終わりにさせていただきたいと思います。以上で、本日の審議事項はすべて終了していませんが、協議事項の5番につきましては次回にまわしたいと思います。時計も5時を回っていますけれども、何かご発言したいことがありましたら、挙手していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。事務局からはよろしいでしょうか。

事務局（こども政策課）：はい。

土井会長：では、ないようですので、これで事務局に返したいと思いますが、お手元にあります、横長のA3の資料ありますよね。これは審議事項の5で使うはずだったのですけれども、今回使わなかったもので、これも置いておいてください。決して持ち帰らないでください。右上に回収と書いてあります。回収ではないものもありますけども、このA3のものについては、次回使いますので、今回は持ち帰らずに、必ず机上に置いてお帰りいただきたいと思います。ご協力のほどよろしくをお願いいたします。特にこのアンケートは個人情報が入っていますので、決して持ち帰らないようにしてください。では、事務局にお返ししたいと思います。

事務局（こども政策課）：土井会長ありがとうございました。本日の会議録は後日、皆様にご確認をいただいた後に市のホームページで公開いたします。

以上をもちまして、令和6年度第1回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。なお、第2回つくば市子ども・子育て会議につきましては、調整の上、メールでご案内したいと思いますので、よろしくお願いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

—以上—

令和6年度（2024年度）第1回つくば市子ども・子育て会議

日時：令和6年（2024年）5月28日（火）

14時30分から17時00分まで

場所：つくば市役所本庁舎2階 防災会議室（2）（3）

〈 次 第 〉

- 1 開 会
- 2 委 嘱 状 の 交 付 及 び 挨拶
- 3 協 議 事 項
 - （1）小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について（1事業者）
 - （2）つくば市立保育所における安全管理の取組について
 - （3）公立保育所の施設整備にあたっての諸条件への意見の聴取について（上横場保育所及び高見原・城山保育所）
 - （4）第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（令和5年度実績）の点検・評価の実施方法について
 - （5）第3期つくば市子ども・子育て支援プラン策定に向けた方針等について
- 4 報 告 事 項
 - （1）こども未来センターの設置について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

仮 称	天空のまちつなぐ保育園
設 置 者	社会福祉法人筑波匠仁会 理事長 植木 匠
設置予定地	つくば市吾妻二丁目4-18
定 員	19名（0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名）
設置予定日	令和7年（2025年）4月1日



小規模保育事業の概要及び認可等に関する意見の聴取について

小規模保育事業とは

待機児童が多い3歳児未満の保育の受け皿を増やすため、子ども・子育て支援新制度で新設された「地域型保育事業」の1類型です。定員が6人～19人と少人数であることから、子どもの発達に応じたきめ細やかな保育が行える事業となっています。

小規模保育事業にはA型、B型、C型の3類型があり、それぞれに基準が設定されています。市内には令和6年4月現在25の小規模保育事業所があり、全てA型となっています。

主な小規模保育事業の基準（面積、人員等）

	A型	B型	C型
定員	6人～19人	6人～19人	6人～10人
必要な設備	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所		
保育室等面積	○ 0、1歳児：1人につき3.3㎡以上 ○ 2歳児：1人につき1.98㎡以上	○ 全年齢1人につき3.3㎡以上	
屋外遊戯場	○ 2歳児1人につき3.3㎡以上 ※ 屋外遊戯場は、敷地外の代替地（公園等）も可能。		
職員資格※	保育士	保育士+保育従事者	家庭的保育者
職員配置	○ 0歳児 3：1 ○ 1・2歳児 6：1 +1人		○ 3：1 ※ 家庭的保育補助者がいる場合5：2

※ A型・B型については、1人に限り、保健師・看護師・准看護師を保育士とみなすことができます。

※ B型の保育従事者とは、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、職員配置の1/2以上は保育士である必要があります。

※ 家庭的保育者とは、原則保育士等の有資格者であり、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、無資格者についても自治体で実施している家庭的保育者認定研修を受講することで、家庭的保育者の資格を得ることができます。

○ その他、各種法令・通達等で示された基準（建築、消防、経営基盤、衛生管理、安全管理、保育指針…etc.）を満たした上で施設整備及び運営を行います。

特定地域型保育事業の利用定員について

第二期子ども・子育て支援プランでは、中央部エリアにおいて地域型保育事業を整備する計画となっています。確保量としては、各年度76人分の受け皿を確保する計画であり、事業者の提案状況や児童の申込状況等を勘案しながら整備を進めています。

※ 令和6年度整備分（令和6年4月2日～令和7年4月1日開園）は、今回の事業者（利用定員19人）を含めて現時点で38人分の整備を見込んでいます。

意見聴取の目的について

地域型保育事業の認可に当たっては、児童福祉法等法令の定めにより、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっています。つくば市では計画段階で意見聴取を行うことで、より良い保育施設の設置を目指しています。

つくば市立保育所における安全管理の取組について

経緯

令和5年11月 つくば市立保育所において児童の抜け出し事案が2件発生

11月1日 フェンス下部の隙間（高さ約20cm）からの抜け出し（3歳児）

11月28日 外周フェンスの隙間（幅約20cm）からの抜け出し（2歳児）

令和5年12月 こども部職員による危険箇所の点検の実施

- JIS規格等を参考に、**11cmを超える隙間**を危険箇所として判断しました（cf. 参考資料1）。
- フェンスや門扉等の**高さの基準については、有識者等の意見も踏まえて令和6年9月末を目途に検討**を行うこととしました（基準の設定の有無、設定する場合はどのような基準とするか等）。
- ※ 現状を把握するため、フェンス等の高さについても調査を実施しました。

- ▶ 点検の結果、21保育所で48か所の危険箇所が見つかりました。
- ▶ うち14か所は各保育所で隙間をふさぐ等の対応を行い、残り34か所は工事等を行うこととしました。
- ▶ あわせて、保育士等に児童の見守りの徹底を指導するとともに、危険箇所についての情報共有及び注意喚起を指示しました。

令和6年2月～ 危険箇所の工事等の実施（cf. 参考資料2）

- 児童の安全確保のため早急に工事等の計画を立て、今回認定された**すべての危険箇所（＝11cmを超える隙間）に対策を施しました**。
- ▶ 令和6年度は、フェンス等の高さの基準の設定について検討を行っていきます。

参考情報

○ 高さに関する基準等を設けている自治体

広島市 令和4年「広島市立保育園における園児死亡事案の検証等に係る報告書」において「**園庭と園外を隔てるフェンス等については、園児が容易に乗り越えられないと考えられる高さ150cm程度を目安とすること**」という提言がなされています。

東京都 階段の降り口に設ける**転落防止用の柵等について、120cm以上**とするよう基準
横浜市 を設けています（フェンスの規定ではない点に注意）。

※ 児童の抜け出し対策に関してフェンス等の高さの基準を明示している自治体が広島市以外になかったため、参考として転落防止に関する規定を掲載しています。

※ なお、学校保健統計調査によると**5歳の平均身長は110cm程度**で推移しています。

○ その他の基準等

建築基準法施行令第126条

○ 屋上広場又は二階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

※ 当該規定には建物の用途、階数、面積等による適用範囲が定められているため、必ずしも保育所に適用されるとは限らない点に注意。

▶ 参考資料1に記載のJIS規格等でも、バルコニーの転落防止の基準は高さ1,100mmが基本となっています（足がかりがある場合は別途規定あり）。

▶ ただし、転落防止のための安全基準については、意図的に乗り越えようとすることは想定されていない可能性に留意する必要があります。

○ 基準策定のメリット・デメリット等

メリット

○ 基準を定めることで、すべての公立保育所で統一的な運用を行うことができる。

○ 民間施設でも、公立保育所の基準を参考に安全対策を検討することができる。

デメリット、課題等

○ 基準を設ける場合には、何を根拠とするのか精査する必要がある。

○ 周辺環境やフェンスの形状等（cf. 参考資料3）によっても抜け出しリスクは異なるため、一律の基準では実態に即した運用ができるか不明瞭な部分がある。

○ つくば市立保育所の主な設備

フェンス（複数の形状を含む）	60～150cm程度
コンクリートブロック	70～150cm程度
植栽（奥行きに差あり）	60～170cm程度
門扉（複数の形状を含む）	80～160cm程度

▶ 統一的な規格等はなく、フェンス以外にもコンクリートブロックや植栽等の様々な設備が用いられています。

▶ 既存設備の高さを上げる場合、同様のフェンスで延長できるケースのほか、既存のコンクリートブロックの上にフェンスを設置するケース、既存設備を撤去して改めて基礎を打ちフェンスを設置するケース等も想定されます。

今後の方針

○ 現場の保育士等へのヒアリング、子ども・子育て会議における協議等を踏まえて検討を進め、フェンス等の基準に関する判断を令和6年9月末を目途に行います。

▶ 子ども・子育て会議においては、第1回・第2回会議での御協議をお願いいたします。

【参考資料1】バルコニー等における転落防止に関する規格等

○ 日本産業規格（JIS）A6601：低層住宅用バルコニー構成材及び手すり構成材

【隙間に関する規定】7(e)

バルコニーは、足がかりの高さが床基準面から650mm以上の場合は、床基準面から高さ800mm以内の部分にあるものの相互の間隔は110mm以下の構造とする。また、足がかりの高さが床基準面から650mm未満の場合は、床基準面から足がかりまで、及び足がかりから高さ800mm以内の部分にあるものの相互の間隔は110mm以下の構造とする。

【高さに関する規定】7(d)

バルコニーは、高さhが1,100mm以上の構造とする。また、床基準面から650mm未満の高さに足がかりがある場合は、足がかりから手すりかさ（笠）木上面までの高さが800mm以上の構造とする。

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3第1項の規定に基づく評価方法基準（国交省告示）

【隙間に関する規定】9-1(3)イ④(c)

転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等又は窓台等（腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

【高さに関する規定】9-1(3)イ④(b)

部位	手すりの設置の基準
バルコニー	(i) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 (ii) 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 (iii) 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。

○ （一財）ベターリビング 優良住宅部品認定基準 BLS SR：墜落防止手すり

【隙間に関する規定】II 1.2.2(d)(1)

手すりの笠木と笠木の隙間、手すり子と手すり子の隙間、及びこれに相当する部分の隙間は、110mm以下であること。

【高さに関する規定】II 1.2.2(c)(1)

種類	設置条件		ユニット天端までの高さ
バルコニー用	腰壁等の高さ	650mm以上1,100mm未満の場合	床仕上げ面から1,100mm以上
		300mm以上650mm未満の場合	腰壁等の上端から800mm以上
		300mm未満	床仕上げ面から1,100mm以上

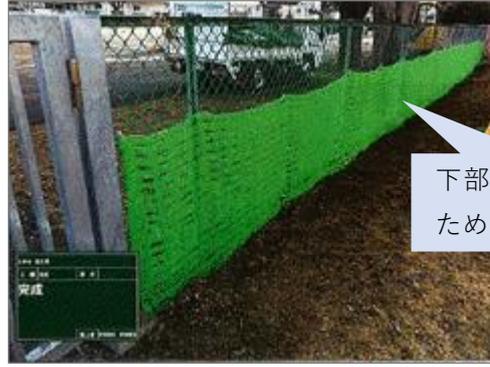
【参考資料2】点検後の対応（民間移管等対象外の保育所を抜粋）

○ 大穂保育所



○ 上郷保育所





下部の隙間をふさぐためネットを設置

○ 今鹿島保育所



下部の隙間とフェンスの破れをふさぐためネットを設置

○ 真瀬保育所



樹木とフェンスの隙間をふさぐためネットを設置

○ 手代木南保育所



下部の隙間をふさぐため、門扉にパネルを設置し、フェンスは同様の部材で延長

○ 二の宮保育所



植栽とフェンスの隙間と、
フェンス下部の隙間をふさ
ぐためフェンスを延長

○ 竹園保育所



コンクリートブロックと手すり
の隙間をふさぐためフェンスを
設置（転落防止も含む対応）



植栽の隙間が多数あったため
フェンスを設置

○ 並木保育所



門扉下部の隙間を狭める
ためポールを取付



植栽の隙間が多数あったためネットを設置

○ 吾妻保育所



建物と倉庫の隙間をふさぐためフェンスを設置

○ 北条保育所



隙間をふさぐためネットを設置



隙間をふさぐため木柵を設置



○ 沼田保育所



○ 作岡保育所



【参考資料3】 フェンスの形状等による違い

縦格子フェンス



- ▶ 格子を縦向きにすることで、登る際の足がかりが少なくなる。

忍び返し



- ▶ フェンス上部に角度をつけることで乗り越えにくくなる。

針金フェンス



- ▶ フェンス部材が変形しやすく、比較的足をかけやすい。

【案】上横場保育所の民間移管における主な諸条件について**1 応募資格**

次の要件のいずれかを満たす社会福祉法人、又は学校法人であること。

- (1) つくば市内で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を2年以上運営していること。
- (2) つくば市外で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を5年以上運営していること。

2 定員、入所児童について

- (1) 定員100名以上とすること。
- (2) 0歳児から就学前児童の受入れを行うこと。
- (3) 0歳児については産休明け保育（57日以降）を実施すること。
- (4) 移管日前日までに上横場保育所に入所中の児童について受け入れ可能な施設、体制とすること（加配等特別な配慮が必要な児童を含む）。

3 保育の内容について

- (1) 月曜日から土曜日まで、午前7時30分から午後6時30分を含む、開園時間11時間以上とすること。
- (2) 休園日は日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとすること。ただし、当該日を開園日とすることも構わない。
- (3) 平日1時間以上延長保育を実施すること。
- (4) 障害児保育を行うこと。
- (5) 一時預かり保育事業等の特別保育事業について実施検討すること（実施する場合、移管後概ね2年以内に事業を開始すること）。
- (6) 給食については、開園日である月曜日から土曜日まで提供すること。
- (7) 食育の推進とアレルギー対応を含む個々にあった食事の提供を行うこと。
- (8) 主な行事の継続及び育児相談や園庭開放等の地域交流を積極的に行うこと。

- (9) 苦情解決のための仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）。
- (10) 実費徴収については、公立保育所と同等程度とすること（延長保育料を除く）。ただし、三者協議会等で協議を行い、保護者の同意が得られた場合はこの限りではない。
- 参考：主食費 1,200 円・副食費 4,500 円／月、物品等費用約 5,000 円／年間

4 職員について

- (1) 施設長予定者を決定の上応募すること。
- (2) 施設長予定者は、移管日現在 65 歳未満であること（原則 5 年間は交代を認めない）。
- (3) 施設長予定者については応募日現在、次のいずれかに該当すること。
- (ア) 認可保育所又は幼保連携型認定こども園の施設長として 2 年以上の経験を有すること。
- (イ) 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、その他児童福祉施設において保育士又は保育教諭（幼稚園教諭）として 10 年以上勤務経験を有すること。
- (4) 主任保育士を専任で配置すること。
- (5) 常勤保育士については、次の職員を確保すること（移管日現在）。
- (ア) 保育経験 10 年以上又は法人が運営する保育所等での経験が 7 年以上の職員 2 名以上
- (イ) 保育士経験 5 年以上の保育士を配置基準に対して上記を除き 3 分の 1 以上
- (6) 上横場保育所に勤務する会計年度任用職員について、積極的に雇用すること。

5 引継ぎ保育・共同保育について

- (1) 民営化に伴う在園児への影響を抑えるため、引継ぎ保育を実施する。必要となる人員等については、あらかじめ法人において確保すること。
- (2) 引継ぎ期間に施設長、主任保育士等として配置を予定している職員は、上横場保育所の通常保育、各行事及び地域・学校等との連携状況を適宜参観し、保育所

運営全般に係る引継ぎを受けること。

- (3) 令和8年1月から3月までの間、各クラス担任を予定している保育士をクラスごとに1名以上配置し、引継ぎを受けること。
- (4) 引継ぎ期間中に市の保育士とともに保護者の個人懇談を行うこと。
- (5) 引継ぎ保育の内容については、市との協議の上決定する。

※引継ぎに関する経費については、市から一部補助を行う予定。ただし、市議会にて予算の承認を要する。

6 福祉サービス第三者評価の受審

移管後、3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

7 三者協議会

法人決定後、当分の間保護者・法人・つくば市の三者間からなる三者協議会を設置し、保育の内容の継続性や運営内容等についての調整を行うこと（最長で移管日の前日に在籍した児童が卒園するまで）。

【案】高見原・城山保育所の民間移管における主な諸条件について**1 応募資格**

次の要件のいずれかを満たす社会福祉法人、又は学校法人であること。

- (1) つくば市内で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を2年以上運営していること。
- (2) つくば市外で認可保育所又は幼保連携型認定こども園を5年以上運営していること。

2 定員、入所児童について

- (1) 定員120名以上とすること。
- (2) 0歳児から就学前児童の受入れを行うこと。
- (3) 0歳児については産休明け保育（57日以降）を実施すること。
- (4) 移管日前日までに高見原・城山保育所に入所中の児童について受け入れ可能な施設、体制とすること（加配等特別な配慮が必要な児童を含む）。

3 保育の内容について

- (1) 月曜日から土曜日まで、午前7時30分から午後6時30分を含む、開園時間11時間以上とすること。
- (2) 休園日は日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとすること。ただし、当該日を開園日とすることも構わない。
- (3) 平日1時間以上延長保育を実施すること。
- (4) 障害児保育を行うこと。
- (5) 一時預かり保育事業等の特別保育事業について実施検討すること（実施する場合、移管後概ね2年以内に事業を開始すること）。
- (6) 給食については、開園日である月曜日から土曜日まで提供すること。
- (7) 食育の推進とアレルギー対応を含む個々にあった食事の提供を行うこと。
- (8) 主な行事の継続及び育児相談や園庭開放等の地域交流を積極的に行うこと。

- (9) 苦情解決のための仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）。
- (10) 実費徴収については、公立保育所と同等程度とすること（延長保育料を除く）。ただし、三者協議会等で協議を行い、保護者の同意が得られた場合はこの限りではない。
- 参考：主食費 1,200 円・副食費 4,500 円／月、物品等費用約 5,000 円／年間

4 職員について

- (1) 施設長予定者を決定の上応募すること。
- (2) 施設長予定者は、移管日現在 65 歳未満であること（原則 5 年間は交代を認めない）。
- (3) 施設長予定者については応募日現在、次のいずれかに該当すること。
- (ア) 認可保育所又は幼保連携型認定こども園の施設長として 2 年以上の経験を有すること。
- (イ) 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、その他児童福祉施設において保育士又は保育教諭（幼稚園教諭）として 10 年以上勤務経験を有すること。
- (4) 主任保育士を専任で配置すること。
- (5) 常勤保育士については、次の職員を確保すること（移管日現在）。
- (ア) 保育経験 10 年以上又は法人が運営する保育所等での経験が 7 年以上の職員 2 名以上
- (イ) 保育士経験 5 年以上の保育士を配置基準に対して上記を除き 3 分の 1 以上
- (6) 高見原・城山保育所に勤務する会計年度任用職員について、積極的に雇用すること。

5 引継ぎ保育・共同保育について

- (1) 民営化に伴う在園児への影響を抑えるため、引継ぎ保育を実施する。必要となる人員等については、あらかじめ法人において確保すること。
- (2) 引継ぎ期間に施設長、主任保育士等として配置を予定している職員は、高見原・

城山保育所の通常保育、各行事及び地域・学校等との連携状況を適宜参観し、保育所運営全般に係る引継ぎを受けること。

- (3) 令和8年1月から3月までの間、各クラス担任を予定している保育士をクラスごとに1名以上配置し、引継ぎを受けること。
- (4) 引継ぎ期間中に市の保育士とともに保護者の個人懇談を行うこと。
- (5) 引継ぎ保育の内容については、市との協議の上決定する。

※引継ぎに関する経費については、市から一部補助を行う予定。ただし、市議会にて予算の承認を要する。

6 福祉サービス第三者評価の受審

移管後、3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

7 三者協議会

法人決定後、当分の間保護者・法人・つくば市の三者間からなる三者協議会を設置し、保育の内容の継続性や運営内容等についての調整を行うこと（最長で移管日の前日に在籍した児童が卒園するまで）。

第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（令和5年度実績）の 点検・評価の実施方法について

1 点検・評価の目的

第2期つくば市子ども・子育て支援プランについては、毎年度1回、つくば市子ども・子育て会議で実施状況の点検・評価を行い、その結果を各担当課へフィードバックすることでプランの着実な実施と必要に応じた見直しを図っています。

2 点検・評価の対象事業

①基本事業

プラン「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載されている各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）

②重点事業

プラン「第5章 重点事業」内の

「3. 教育・保育の見込量と確保方策」（P50～）

「4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策」（P55～）

「5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」（P63～）

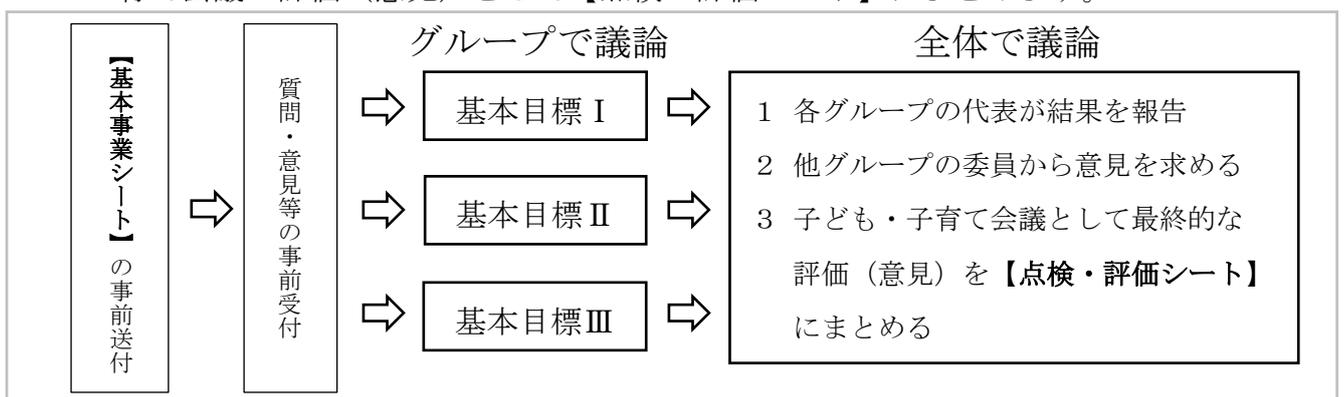
3 点検・評価方法

①基本事業

基本事業に関連した担当課が作成した【基本事業シート】を、会議に先立って送付いたします。（※本シートに関する、皆様からの質問・意見等も事前に受け付けます。）

会議当日は、事前に分けたグループ（基本目標Ⅰ～Ⅲ）で、基本事業シート及び事前に受付した質問・意見等を踏まえ議論をしていただきます。

その後、各グループでまとめた評価（意見）を会議全体で報告し、子ども・子育て会議の評価（意見）として【点検・評価シート】にまとめます。



②重点事業

重点項目に関連した担当課が予め作成する「事業担当課一覧および重点項目評価表」を使用します。評価表は、各事業の実績及び評価の基準を基にしたA～Dの評価を記載しています（※）。

委員の皆様には、事前に評価表を御確認いただき、その上で、御質問・御意見等をいただきます。

会議当日は、担当課が作成した評価表及び委員の皆様からの御質問・御意見等を取りまとめた資料で議論いただき、子ども・子育て会議の評価とします。

※個別の事業固有の事情により、実績の数値と評価に使用した数値が異なる場合には、評価に使用した数値及びその理由を併記します。

評価の基準

評価	進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値）	
A	計画通り又は 計画に先行して進んでいる	100%以上
B	おおむね計画通り	80%-100%未満
C	遅れが生じている	50%-80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満

※担当課による評価を達成率の数値以外で行っている場合は、括弧書きで評価に使用する数値を併記した上で、自由記述欄に達成率の数値以外で評価を行った理由を記載しています。

※参考として、達成率が100%を超えている場合は、担当課による評価に[A+]を併記しています。

4 点検・評価結果の公表

会議での点検・評価結果は、事業を所管する各担当課へフィードバックし、翌年度以降の事業実施の参考とさせていただきます。

また、点検・評価結果は、市ホームページで公表します。

点検・評価は第2回子ども・子育て会議（8月頃開催予定）で実施予定ですが、会議の進捗状況により変更となる場合がございます。

別紙_基本事業シート（見本）

令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート	2				
基本目標	I たしかな生命と元気を育む				
基本方針	1 継続的・包括的な支援の充実				
担当課	<table border="1"> <tr> <td>こども政策課</td> <td>健康増進課</td> <td>幼児保育課</td> <td></td> </tr> </table>	こども政策課	健康増進課	幼児保育課	
こども政策課	健康増進課	幼児保育課			
基本事業	②子育て世代包括支援事業 プラン記載ページ P36				
関連するプラン					

■ 事業内容 ■
<p>○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。</p> <p>○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。</p> <p>○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。</p>

■ 事業概要 ■

【見本】

担当課で事前に作成したものを、委員の皆様にご提供します。会議に先立って、本シートに対してご質問（及び事務局からの回答）等のやり取りを行い、子ども・子育て会議にてご審議いただきます。

実績	実績に対する課題・改善方針
<p><small>担当課 自由記述欄（※子ども・子育て会議での協議に必要と思われる事項があれば記載してください。また、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、子ども・子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途資料を提出してください。）</small></p>	

別紙_点検・評価シート（見本）

2

令和5年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実に努めます。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

【見本】

各グループで、担当する基本目標に対応する基本事業シートをご確認いただきます。その後、全体での討議で各グループの代表に結果を報告していただきます。

※各グループで出た意見等につきましては、本欄にて事務局で取りまとめをいたします。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

【見本】

各グループの代表による結果発表の後、他グループの委員からも意見を求め、子ども・子育て会議として最終的な評価（意見）をまとめます。

※会議全体で出た意見等につきましては、本欄にて事務局で取りまとめをいたします。

別紙_重点項目評価表（見本）

【見本】
第2期つくば市子ども・子育て支援プランに記載されている、令和5年度の見込み量を記載します。

担当課：こども政策課

4② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和4年度評価

(単位：人)

(単位：か所)

区分				評価
①量の見込み (年間利用人数)	206,961	②確保方策	施設数	9
			出張ひろば数	6
①実際の量 (年間利用人数)	65,085	③実際の確保量	施設数	10
			出張ひろば数	7
		達成率 (③/②)	施設数	111%
			出張ひろば数	117%
				A [A+]
				A [A+]

【見本】
令和5年度の実績値を記載します。

参考

- 施設数・・・地域子育て支援拠点数
- 出張ひろば数・・・
- 北条保育所（子育て総合支援センター）
- 基崎交流センター（子育て総合支援センター）
- 春日交流センター（子育て総合支援センター、なないろくらぶ）
- 大穂交流センター（チェリークラブ）
- 二の宮交流センター（かつらぎクラブ、おひさまクラブ）
- 市民ホールやたべ（おとなり、すぎのこクラブ）
- BiViつくば（花畑ひろば、こどもの森広場）

【見本】
見込に対する実績の達成率で評価を実施します。(A～D)
※参考として、達成率が100%を超えている場合は、担当課による評価に[A+]を併記しています。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

別紙_重点項目評価表（意見）（見本）

重点項目評価表（意見）

事業 番号	重点項目	評価（意見）	担当課	プラン ページ
●	●●事業	【見本】 重点項目の点検・評価の際に あがった意見等を記載します。		
	●●事業			
●	●●事業			

令和6年度(2024年度)つくば市子ども・子育て会議 開催スケジュール(案)

注) 本スケジュールは、(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プランに特化したものであり、それぞれの回に他の協議・報告事項があります。また、プラン業務の進捗状況によりスケジュールが前後することがあります。

回	日程	審議内容
第1回	5月28日(本日)	次第のとおり
<p>★子ども・子育て支援施策に係る課題の調査(会議委員向け) 第1回会議後、委員向けに課題確認依頼(参考:第2期子ども・子育て支援プランP.27~28に係る課題を調査します)</p> <p>★子ども・子育て支援施策に係る課題の調査(庁内向け) 庁内主管課向けに課題確認依頼 ⇒調査した課題は、第2回会議の協議資料である、プランの骨子案(第2章空白部分及び第3~5章)作成のために活用させていただきます。</p>		
第2回	7・8月頃	(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン案
第3回	9・10・11月頃	(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン案
(第4回) <u>※第3回までの調整状況に応じて、実施する場合があります。</u>	(10・11月頃)	((仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン案)
★パブリックコメント	12月上旬~年明け	
第5回	1・2月頃	(仮称)第3期つくば市子ども・子育て支援プラン案(パブリックコメント反映版)

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月には、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

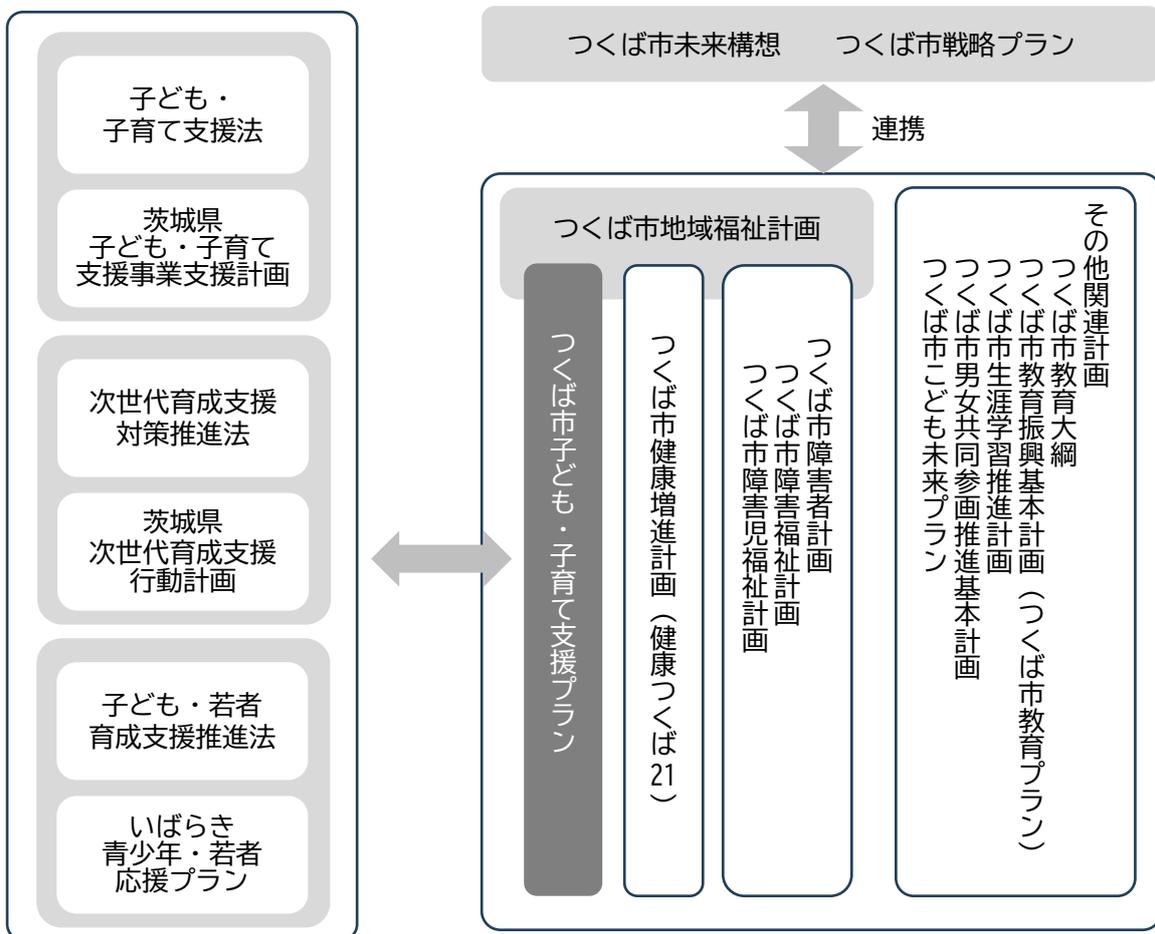
本市では、平成27年3月に「つくば市子ども・子育て支援プラン」を、令和2年3月に「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、市民と共に力を合わせて、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めたすべての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めてきました。

本計画は、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、子どもの権利の擁護や、子ども若者支援施策の充実を図るため「第3期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画を一体的に策定したものです。また、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

本計画は、まちづくりの基本理念や目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」とその実現のための主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」と連携を図りつつ、当市の子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画（地域福祉計画、健康増進計画、こども未来プラン、教育振興基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画等）と調和を保って策定しています。



3 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

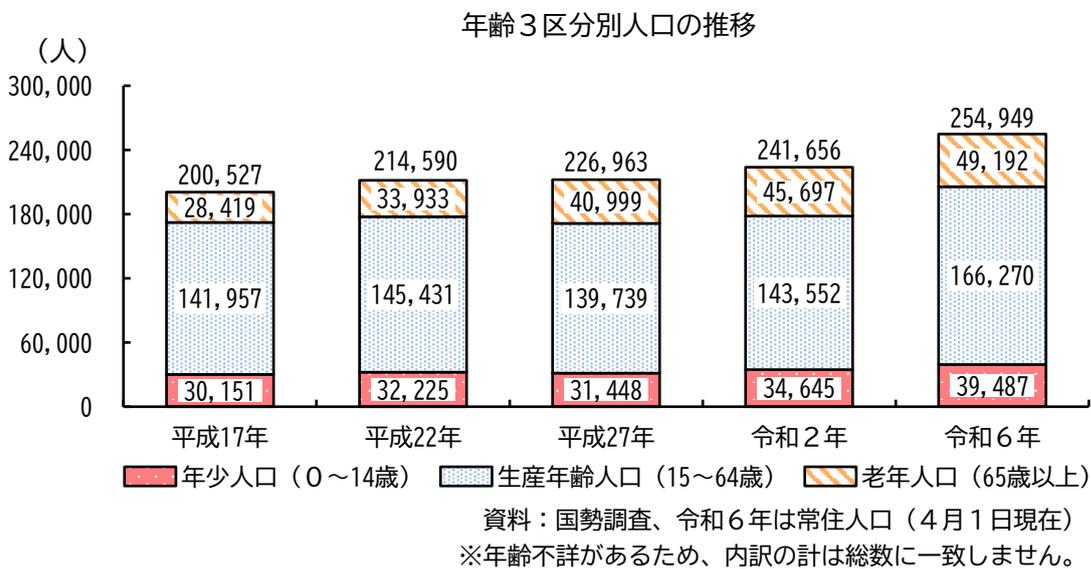
令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度 (2030年度)
第2期つくば市 子ども・子育て支援プラン					第3期つくば市 子ども・子育て支援プラン (本計画)					次期 計画
					適宜見直し					

第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

1 子ども、子育て家庭の現状

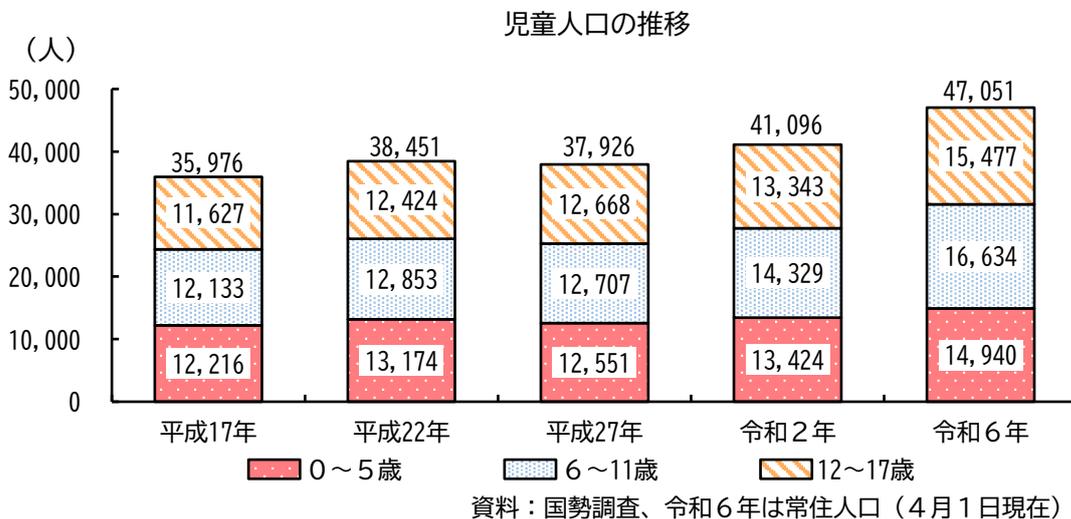
(1) 人口の推移

当市の総人口は年々増加傾向にあり、令和6年4月現在で254,949人となっています。年齢3区分別でみると老年人口で増加が著しい傾向にありますが、年少人口、生産年齢人口においても増加しており、子育て世代の流入がみられます。



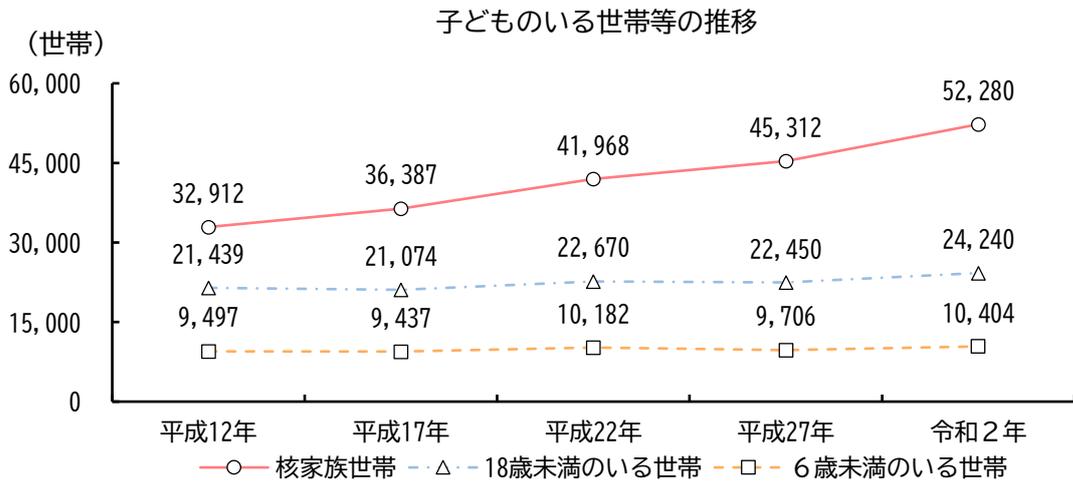
(2) 児童人口の推移

当市の17歳までの児童人口については、令和6年4月現在で47,051人となっています。平成27年以降の児童人口は増加傾向にあります。



(3) 子育て世帯等の現状

当市の子どものいる核家族世帯については年々増加傾向にあり、令和2年で52,280世帯と、平成12年に比べ約1.6倍となっています。一方、18歳未満のいる世帯、6歳未満のいる世帯については横ばいとなっており、それぞれ令和2年で24,240世帯、10,404世帯となっています。

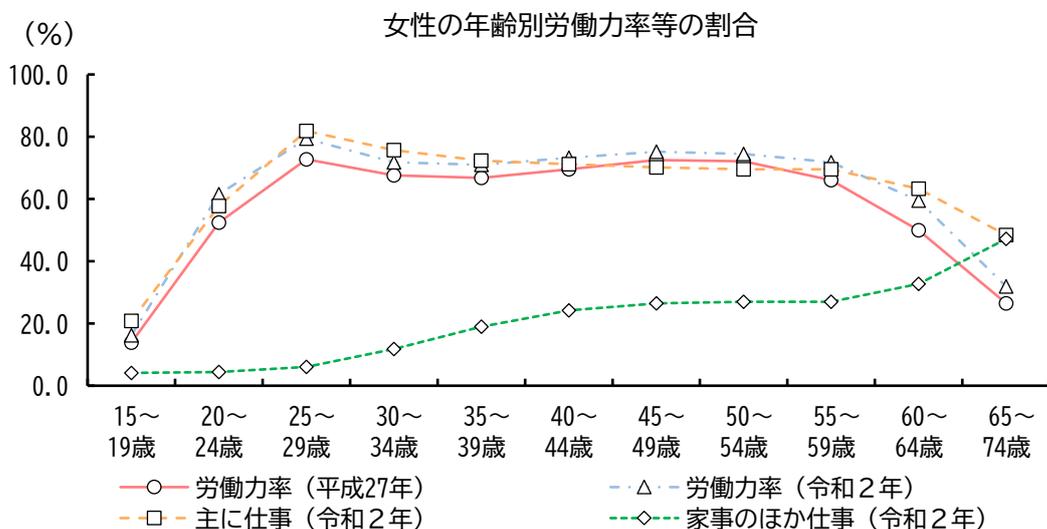


資料：国勢調査

(4) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率については、25歳から39歳にかけて結婚・出産等により労働力率が下がる「M字カーブ」を描いていますが、平成27年と比較すると、令和2年でM字カーブの谷が浅くなっています。

「主に仕事」の割合は、25～29歳の81.9%が最も高く、次いで30～34歳の75.7%となっており、「家事のほか仕事」を含めた労働力率の高い年齢は25～29歳で79.3%、45～49歳で75.2%となっています。



資料：国勢調査

※主に仕事：主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしている場合

家事のほか仕事：主に家事などをしていて、その傍ら少しでも収入を伴う仕事をしている場合

(5) 出生数・出生率

当市の出生数・出生率については、令和4年でそれぞれ2,178人、9.1となっており、出生率は、近年減少傾向にあります。県、国より高い水準で推移しています。また、当市の合計特殊出生率は、県、国に比べ高くなっていますが、年々減少傾向にあります。

出生数・出生率の推移

単位：人等

項目		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数（市）		2,196	2,231	2,133	2,167	2,178
出生率 （人口千人対）	市	9.8	9.8	9.2	9.7	9.1
	茨城県	6.8	6.4	6.2	5.9	5.7
	国	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
合計特殊出生率	市	1.43	1.46	1.39	1.36	1.32
	茨城県	1.44	1.39	1.34	1.30	1.27
	国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料：茨城県人口動態統計

(6) 婚姻・離婚

当市の婚姻・離婚については、平成31年以降減少傾向にあり、婚姻・離婚件数は令和4年でそれぞれ1,290件、317件となっています。

婚姻率は県、国に比べ高めで推移し、また、離婚率は令和2年以降低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移

単位：件等

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	
つくば市	婚姻	1,312	1,361	1,248	1,204	1,290	
	離婚	367	382	382	352	317	
	婚姻率（人口千対）	5.9	6.0	5.4	5.4	5.4	
	離婚率（人口千対）	1.64	1.68	1.64	1.58	1.32	
茨城県	婚姻率（人口千対）	4.4	4.4	3.8	3.6	3.7	
	離婚率（人口千対）	1.68	1.66	1.57	1.46	1.41	
	平均初婚年齢	夫	31.1	31.3	30.8	31.0	31.3
		妻	29.1	29.4	29.2	29.3	29.6
全国	婚姻率（人口千対）	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1	
	離婚率（人口千対）	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47	
	平均初婚年齢	夫	31.1	31.2	31.0	31.0	31.1
		妻	29.4	29.6	29.4	29.5	29.7

資料：茨城県人口動態統計

2 ニーズ調査結果・子育ての現状

(1) アンケート調査の実施概要

① 調査の目的

近年の社会動向の変化などを踏まえて、これまでの計画を見直し、新たなつくば市子ども・子育て支援プランの策定の基礎資料として、調査を実施しました。

当調査は5年に1回実施しており、今回は平成30年度に実施しています。

② 調査対象

つくば市在住の方の中から以下の年代ごとに無作為に抽出

- 就学前の子どもの保護者（令和5年4月1日現在の0歳児～5歳児の保護者）
- 小学生の保護者（令和5年4月1日現在の小学1年生～6年生の保護者）
- 小学生（4～6年生）（令和5年4月1日現在の小学4年生～6年生）

③ 調査期間

令和5年12月14日から令和6年1月19日

④ 調査方法

郵送により調査票を配布し、郵送またはインターネットによる回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	2,500通	1,336通	53.4%
小学生の保護者	1,500通	714通	47.6%
小学生（4～6年生）	799通	294通	36.8%

(2) アンケート調査の主な結果

「5 子ども・子育て支援にかかわる課題」に記載する課題に関するアンケート結果を掲載する予定です。

3 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

① 幼稚園・認定こども園（教育部分）

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	幼稚園				
	認定こども園 （教育部分）				
実績値	幼稚園	0	0	0	0
	認定こども園 （教育部分）	0	0	0	0

※5月1日現在。幼稚園には市外からの受託児童を含む。

② 認可保育所等

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値					
実績値					
（実績内訳）	保育所新設				
	保育所拡充等				
	認定こども園				
	認定こども園拡充等				
	小規模保育事業				
	その他地域型保育事業				

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の概況は以下のとおりです。

① 利用者支援事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	特定型・基本型	1	1	2	2
	母子保健型	4	4	4	4
実績値	特定型・基本型	1	1	2	2
	母子保健型	4	4	4	4

② 地域子育て支援拠点事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値		9 か所	9 か所	9 か所	10 か所
実績値		9	9	10	11

③ 一時預かり事業

<幼稚園型>

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実績値	1	1	1	2

<一般型>

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	25 か所	28 か所	29 か所	30 か所
実績値	31	36	42	50

④ 病児・病後児保育事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	延べ利用者数	2,160	2,880	2,880	2,880
	実施箇所	3	4	4	4
実績値	延べ利用者数	79	947	1,121	1,826
	実施箇所 (病児対応型)	4	5	5	5
	実施箇所 (病後児対応型)	1	2	3	4

⑤ ファミリーサポートセンター事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値	利用会員数	1,307	1,307	1,307	1,307
	協力会員数	245	245	245	245
実績値	利用会員数	576	444	332	756
	両方会員数	45	41	42	31
	協力会員数	173	168	171	181

⑥ 子育て短期支援事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値		6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
実績値		6	6	8	9

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値（訪問数）		2,102	2,133	2,169	2,213
実績値（訪問数）		2,232	2,170	2,293	2,281

⑧ 妊婦健診事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値（延べ対象者数）	29,862	30,366	30,982	30,290
実績値（延べ受診者数）	24,620	25,637	24,835	21,955

※計画値（延べ対象者数）は、計画値（妊婦健診対象人数の見込量）×14回から算出。

⑨ 養育支援訪問事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値（訪問数）	252	255	260	265
実績値（訪問数）	307	266	289	177

⑩ 時間外保育事業

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値		74 施設	82 施設	89 施設	96 施設
実績値		77	86	94	100
（内訳）	公立	16	16	16	16
	民間	61	70	78	84

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
量の見込み（物品購入費等）	15	15	15	15
実績値	7	6	4	1
量の見込み（副食費）	300	300	300	300
実績値	134	105	103	80

⑫ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【計画値（確保方策）の見込量に対する実績】

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画値		119	134	149	164
実績値		118	132	150	157
（内訳）	公設公営	56	63	71	70
	公設指定管理者	2	2	2	2
	公設民営	7	7	8	7
	民設民営	53	60	69	78

※クラブ数は、定員40人規模（支援の単位）で算出。

⑬ 放課後子供教室

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
量の見込み（イベント実施回数）	168	183	198	213
実績値	72	59	101	112

4 「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価

(1) 重点事業の評価

令和5年度の51事業についての評価は、「A：計画通り又は計画に先行して進んでいる」が〇%、「B：おおむね計画通り」が〇%、「C：遅れが生じている」が〇%、「D：大幅に遅れが生じている」が〇%です。

評価	進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値））	
A	計画通り又は計画に先行して進んでいる	100%以上
B	おおむね計画通り	80%～100%未満
C	遅れが生じている	50%～80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満

① 教育・保育の見込量と確保方策

重点項目	評価		
(1)教育保育の見込量 (全体)	1号認定		
	2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	
		上記以外	
3号認定	0歳児		
	1・2歳児		
(1)①教育保育の見込量 (北部エリア)	1号認定		
	2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	
		上記以外	
3号認定	0歳児		
	1・2歳児		
(1)②教育保育の見込量 (中央部エリア)	1号認定		
	2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	
		上記以外	
3号認定	0歳児		
	1・2歳児		
(1)③教育保育の見込量 (南部エリア)	1号認定		
	2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	
		上記以外	
3号認定	0歳児		
	1・2歳児		

② 地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策

重点項目	評価	
①利用者支援事業	基本型・特定型	
	母子保健型	
②地域子育て支援拠点事業	施設数	
	出張ひろば数	
③一時預かり事業	幼稚園型	在園児対象型
		施設数
	幼稚園型以外	全体
		うち一時預かり 施設数
④病児保育事業	病児対応型	
	施設数	
⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全体	
	うち就学後	
	提供会員数	
⑥子育て短期支援事業	確保人数	
	施設数	
⑦乳児家庭全戸訪問事業		
⑧妊婦健康診査事業	延べ回数	
⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業		
⑩時間外保育事業（延長保育事業）		
⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	物品購入費等	
	副食費	
⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	新たに開設する公設児童クラブの箇所数	
	新たに開設する公設児童クラブのクラブ数	
	新たに開設する民間児童クラブのクラブ数	
⑭放課後子供教室	放課後子供教室のイベント開催	イベント実施回数
	放課後子供教室の定期開催実施校	学校数
		イベント実施回数

③ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

重点項目	評価	
①子育てのための施設等利用給付について		
②茨城県との連携について		

(2) 成果指標の評価

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」において、市民による当市の子ども・子育て支援施策の総合評価として計画全体の成果指標を設定してします。

「保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合」「放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思ふ保護者の割合」が改善している一方で、「つくば市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合」「子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合」は悪化しています。

成果指標項目	策定値 (H30年)	目標値 (R6年度)	現状値 (R5年)	評価	備考
基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む					
つくば市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者の割合	59.9%	70.5%	55.6%	×	「子育てしやすい」と「どちらかといえば子育てしやすい」の計
子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合	9.2%	6.2%	13.6%	×	「非常に不安や負担を感じる」
基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む					
保育所等の待機児童ゼロ (4月1日時点)	131人	0人	1人	○	
保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思ふ保護者の割合	63.7%	68.0%	73.8%	○	「良い」と「まあ良い」の計
基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む					
放課後児童クラブ待機児童ゼロ(5月1日時点)	119人	0人	97人		
放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思ふ保護者の割合	48.3%	53.0%	83.1%	○	「良い」と「まあ良い」の計

○=改善 △=横ばい(標本誤差の範囲内の変化) ×=悪化

(注) 当初値は「第2期つくば市子育てアンケート・就学前調査結果」(平成30年11月実施)

5 子ども・子育て支援にかかわる課題

国の方針や事業の評価、アンケート調査等より課題を掲載します。

こども未来センターについて

2024.5.28 子ども・子育て会議

こども未来センター

こども未来センター概要

○改正児童福祉法の施行（令和6年4月1日施行）により、こども家庭センターの設置は、市町村の努力義務と位置づけられました。

○こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び乳児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照）

○法律上の名称は「こども家庭センター」ですが、自治体独自の名称をつけて良いため、つくば市は「**こども未来センター**」という名称にしました。

○令和6年4月こども部こども未来課と保健部健康増進課の母子保健部門を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども未来センター」を設置しました。

○児童福祉と母子保健の相談機能を一体的に運営することにより、両部門の連携・協働を深め、子育て不安を抱える妊産婦の支援、児童虐待の予防的な対応など、個々の家庭に応じた支援を行います。

令和6年4月 市役所2階に開設 つくば市こども未来センター

～妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします～

「こども未来課」と「健康増進課の母子保健部門」を統合し「つくば市こども未来センター」を開設しました。
すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした相談支援窓口です。

母子保健機能

健康増進課の母子保健部門

- ・母子健康手帳発行
- ・産後ケア
- ・あかちゃん訪問
- ・1歳6か月健診
- ・3歳健診
- ・すこやか健康相談
など

児童福祉機能

こども未来課

- ・子ども家庭相談
- ・子育て短期支援事業
- ・居場所づくり事業
- ・つくばこどもの
青い羽根学習会
- ・つくばこどもの
青い羽根基金
など

つくばこどもの青い羽根基金



こども未来センター



妊婦



母子



子育て世帯



子ども

こども未来センター

本センターには、社会福祉士、保健師、公認心理師、管理栄養士、子ども家庭支援員、母子保健コーディネーターなど、さまざまな専門職を配置しています。皆さんからの相談に応じ、児童福祉と母子保健の両面から一体的な支援の検討や、関係機関と連携し必要な支援につなぐ役割を担っています。

子育て相談支援係

乳幼児期から18歳未満の子どもやその家庭、妊産婦が持つ、不安や悩みをサポートします。

- 子ども家庭相談(家庭環境、親子関係、児童虐待など)
- 子育て短期支援事業
- 母子生活支援施設・助産施設の入所 など

母子保健係

妊娠・出産期から子育て期(主に乳幼児期)までの子育てをサポートします。

- 母子健康手帳の発行
- マタニティサロン
- 出産・子育て応援給付金
- 産後ケア
- あかちゃん訪問
- あかちゃんランド
- 1歳6か月健診
- 3歳健診
- すこやか健康相談 など

保健センターでも子育てをサポートします。

- ▷ 桜保健センター ☎029(857)3931
- ▷ 谷田部保健センター ☎029(838)1100
- ▷ 大穂保健センター ☎029(864)7841

こども未来係

家庭の経済的な状況に左右されずに子どもたちが安心して学び、生活できる環境づくりのサポートをします。

- つくばこどもの青い羽根学習会
- 居場所づくり事業
- みんなの食堂
- 子どもの学習塾代助成
- つくばこどもの青い羽根基金 など

協働

児童相談所

連携しながらさまざまな支援につなぎます

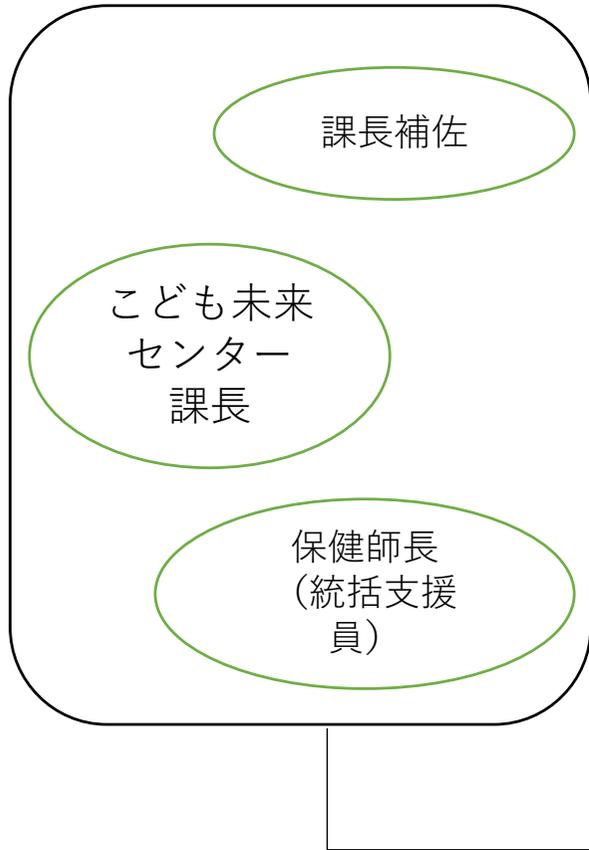
関係機関・各種サービス

みんなの食堂、幼稚園・保育所、教育・学校、ショートステイ
家事支援サービス、放課後児童クラブ・児童館
家や学校以外の子どもの居場所、医療機関、警察、
経済的支援、障害児支援、育児支援サービス など



詳細は市ホームページをご覧ください。

こども未来センターの職員体制
(R6.4.17現在)



こども未来係 (4)
 係長 (1)
 事務職 (3)

子育て相談支援係 (5)
 係長 (1)
 公認心理師 (4)
 (会) 子ども家庭支援員 (6)

母子保健係 (8)
 保健係長 (1)
 保健師 (5)
 管理栄養士 (1)
 事務職 (1)
 (会) 母子保健コーディネーター (4)

大穂保健センター (5)
 保健師長 (1)
 保健係長 (1)
 保健師 (3)
 (会3) 事務補助 (1) 助産師 (2)

桜保健センター (8)
 保健師長 (1)
 保健係長 (1)
 保健師 (6)
 (会14) 事務補助 (1)
 歯科衛生士 (3) 管理栄養士 (1)
 栄養士 (1) 看護師 (1)
 保健師 (6) 産代保健師 (1)

谷田部保健センター (7)
 保健師長 (1)
 保健係長 (1)
 保健師 (5)
 (会10) 事務補助 (1) 保育士 (2)
 歯科衛生士 (1) 助産師 (1)
 保健師 (3) 産代保健師 (2)

こども未来センター (庁内) (正) 20 (会) 10
 こども未来センター (保健センター駐在) (正) 20 (会) 27



○こども未来センター
 場 所：つくば市役所2階④②窓口
 受付時間：8：45～16：30
 電 話：029-883-1111（代表）

○母子保健事業に関する相談は、各保健センターでも行っています。

桜保健センター	029-857-3931
谷田部保健センター	029-838-1100
大穂保健センター	029-864-7841

○「初めての妊娠・出産で心配・・・。」
 「子どもの成長は順調かしら。」
 「反抗期の子育てに悩んでいる。」
 「子育てにイライラして手を上げてしまった。」
 「親子、兄弟姉妹との関係など家庭の問題」など

一人で抱え込まずにご相談ください



お子さんと一緒でも安心して相談できるキッズスペース